

山田俊男君

ありがとうございます。

私は、現下の最大の大きな課題であります WTO の交渉等を中心に質疑をさせていただきます。

もう御案内のとおり、新しいドーハ・ラウンドが始まりましてから七年であります。この間、中断、決裂、さらにはこの間、閣僚宣言、それから枠組み合意、そしてモダリティーに関する議長提案さらには改訂版、それから新聞等の報道によりますと再改訂版が出てくると、こうした事態になっているところであります。

この間、我が国は一貫して、農業が果たす多面的機能をしっかり評価したルールを作る、さらには、世界最大の食料輸入国であるわけですから、この我が国としまして、輸出入国間のバランスをしっかり確立したルールを作るということでも取組を行ってきているところであります。香港閣僚会議に際しましては、ドーハ・ラウンドの開発ラウンドの趣旨に沿った後発開発途上国に対します百億ドルの支援を打ち出して、そして会議をリードしてきた経緯もあるところであります。

ところで、若林農林水産大臣は、3 月 18 日の当委員会におきます所信表明におきまして、WTO 交渉が現在重要な節目に来ていること、こうおっしゃっておられたわけでありまして、さらには、3 月 25 日の当委員会におきまして、今交渉は大詰めを迎えていると、こうおっしゃっておられたわけでありまして。

大臣にお聞きしますが、大詰めを迎えているというのは場合によっては決まりかねないという状況なのか、どうとらえておられるのか、お聞きしたいというふうに存じます。

国務大臣（若林正俊君）

今年の一月にスイス・ダボスで WTO 非公式の閣僚会議が開催をされました。私もこの会議に出席をしたわけですが、この会議では、年内に合意をすると、これ決着を見る合意をすることです、ということがその閣僚会議で共通の認識を得て合意されたわけでございます。

〔委員長退席、理事平野達男君着席〕

そこから逆算をしますと、譲許表をそれぞれ出して、年内に終結を見るということで逆算をしていきますと、もうぎりぎり 5 月でモダリティーが確立されないとその合意ができないわけですね。そういう意味では、WTO 関係の主要な国々でありますこの非公式閣僚会議でのその目標というのは 5 月がぎりぎりかなと、こういう認識でいるわけでありまして。

そうした中にありまして、この 2 月に、委員御承知のとおりでございますが、ファルコナー農業交渉議長が改訂テキストを提示をされたと、それに基づき議論が集中的に今行われているところでございます。

このような動きを基礎にしまして、私は、現在の交渉関係者間で、モダリティー合意を目指した閣僚会議が 5 月中旬にでも開催されるのではないかと、そういう認識が関係国の中で広

まっているというふうに承知いたしております。

だから、そういうような状況を踏まえますと、大変緊張感を持ってこの交渉に臨んでいかなければならない、こう考えております。

山田俊男君

緊張感を持って交渉に当たられるということでもありますので、是非そうしていただきたいというふうに思うわけではありますが。

今、大臣おっしゃっていただきました議長の改訂版、さらには 5 月に出てくるというふうにおっしゃっています再改訂版、これを見ますに、どうも重要品目の数が不十分であること、さらにはその重要品目の数を拡大するにしましても代償措置として追加的な関税割当ての拡大が必要であること、さらには重要品目についての関税の引下げ率が低い場合は関税割当てを拡大することが求められること、さらには上限関税については触れていないということなのですが、100%を超える品目の数によっては、それが一定以上あるということであればこれも関税割当ての相当部分の拡大が必要だというふうに言われた内容だと聞いております。

果たしてこれが受入れ可能なものかどうか、この点についてどう受け止めておられるか、お聞きしたいと思います。

国務大臣（若林正俊君）

今、1月のダボス会議のお話を申し上げました。その後、2月にファルコナー議長の方からモダリティーの改訂版が出たということもお話を申し上げ、その改訂版をベースにしまして活発な議論が行われているところでございます。

議長におかれましては、現在行われています交渉会合での議論の状況を踏まえて 4 月下旬にでも再改訂版を出したいというどうも意向があるようだというふうに受け止められるわけでございます。5 月の閣僚会議が開催されれば、再改訂版が閣僚会議での議論のベースになってくるという意味で、この 4 月下旬にも出されるかもしれない再改訂版というのは大変大きな重い意味を持っているというふうに思っております、その意味でファルコナー議長を中心としまして関係の国との間で、我々がかねてからのこの主張を更に強めまして、パイの会談あるいはまた関係諸国との間の協議などを深めているところでございます。

今お話ございましたその改訂版につきましては、委員も御承知のように、上限関税には言及がないわけでございます。これに対しまして、かなり強力な国から、上限関税は設けるべきであるという主張をなお強くしている国があるわけございまして、これは、我々は何としても上限関税は設けるべきではないということを繰り返し、私自身もファルコナー議長にもラミー事務局長にも強力に伝えてはいるんですが、議長や事務局長が決めるわけじゃない、関係国間の協議で決まるんだと、こういうお話がございました。その意味では、今なお上限関税を設けるべきであると主張している国々への働き掛けが大事だと思っておりますが、上限関税は全く受け入れられないという基本姿勢は変わっておりません。

そしてまた、委員がおっしゃられました 100%を超える高関税が一定割合以上、一定数以上残る場合には関税割当ての追加的拡大が必要なんじゃないかということが求められています。これも大変問題でありまして、我々はそのような措置、更に重要品目にも言及されましたが、重要品目についてもいまだ不十分だということでありまして、その取扱いについてもファルコナー議長の改訂提案に対しても大変不満でありまして、そういう意味では、我が国は更に再改訂に向かっての今の協議の過程におきまして、上限関税を設けないということはもちろんでありますけれども、重要品目の数についても計算の基礎を全品目ベースとすることを主張し、また、各国のタリフラインの違いに基づいて起こってきます不公平を是正するなどを通じまして、十分な数を確保していかなきゃならない。また、重要品目と決められた中のその取扱いにつきましては、特に米の関税割当ての拡大が我が国にとって極めてセンシティブな問題であるという認識の下で、品目ごとに柔軟な取扱いが十分確保されるということを主張しておりまして、そのような結果になることを目指しまして粘り強く交渉を行ってまいりたいと考えているところでございます。

〔理事平野達男君退席、委員長着席〕

山田俊男君

今、大臣のそれぞれの焦点になっております課題について御説明いただいたわけですが、吉村審議官にお聞きしたいんですけれども、どれを取ってみても、それぞれ重要品目に入れても、その関税の引下げ水準いかにによっては関税割当て数量の枠の拡大という代償措置が求められると、こういうことになっているわけですが、その関税割当て数量というのは、例えば米でいうと現在のMA米のような義務的輸入をねらったものなのかどうか、どういったものなのかどうか。さらには、輸入枠の算定基準として国内消費量の扱いが議論になっているというふうにも報道されているわけですが、その点について、どういう議論になっているかを御報告いただきたいと思えます。

政府参考人（吉村馨君）

お答えいたします。

本年 2 月に提示された議長テキストの改訂版では、重要品目の関税割当て枠の拡大幅は、原則的に関税削減の大きさに応じて消費量の 3%から 6%の幅が示されているところであります。我が国としては、このような拡大幅は、特に米の関税割当てが極めてセンシティブであるということを考えると非常に厳しいものであると認識しておりまして、先ほど大臣から御答弁申しましたとおり、拡大幅を極力小さくするように粘り強く交渉を続けているところであります。

また、議長テキストの改訂版では、重要品目についての拡大分の関税割当て枠、拡大枠、これ現行の関税割当て枠とは分けて設定されるとされておるわけでありましてけれども、その具体的な取扱いは更に交渉が必要な状況にございます。

ただ、仮にその拡大分が現在の米のミニマムアクセスに係る関税割当て枠の取扱いと同様のもの、つまり国家貿易企業が一元的に有するということになりますれば、平成 6 年 5 月の政府統一見解で示されたとおり、通常の場合では当該数量の輸入を行うべきものというふうに考えております。

また、消費量に関する交渉の状況でございますけれども、重要品目の関税割当ての拡大の基準になる国内消費量につきましては、議長テキスト改訂版発出後、中心的な技術的論点として、関係国間で精力的に議論が行われているところでございます。我が国としては、効率的に重要品目を指定できるように、タリフラインごとに細分化して重要品目を指定できるようにするとともに、作物ごとの消費実態をできるだけ正確に反映できるように、消費量の基準年は直近のものを用いるようにするということを目標に精力的に交渉を重ねているところでございます。

山田俊男君

ところで、外務省にお聞きしますが、今回の WTO 交渉はシングルアンダーテーキングということで一括交渉合意であることが、これは原則になっているというふうに思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

政府参考人（田辺靖雄君）

議員御指摘のとおり、2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言によりまして、今回のラウンド交渉の妥結は一括受諾、シングルアンダーテーキングという原則の下で行われるという旨が決定されておるところでございます。

山田俊男君

重ねて外務省にお聞きいたしますが、現在、NAMA それからサービス、ルールの分野で並行して交渉が進められているわけでありますが、これらの進行状況はどうなっているのかということでもあります。

さきの質問でお答えいただきましたように、一括交渉合意ということであれば、NAMA やサービスを除いて農業分野だけで合意が進むということは決してないということですね、これを確認したいと思います。

政府参考人（田辺靖雄君）

現在、ドーハ・ラウンド交渉、年内妥結の目標に向けまして、先ほど若林大臣の御答弁にございましたように、これから閣僚レベルで農業及び NAMA のモダリティーにつきまして合意できるかどうかという重要な局面にあるわけでございます。そして、私ども日本といたしましては、農業のみが先行する形で合意するということが適当ではない、農業のモダリテ

イーが合意される際には NAMA のモダリティーも併せて合意されなければならないと考えております。また、その際にはサービス交渉における進展も図られなければならない、そしてまた、ルール等のその他の分野においても我が国の立場が適切に反映されなければならない、そのように努めておるところでございます。

日本といたしまして、農業のみならず、その他の分野も含めまして、全体としてバランスの取れた合意が得られるよう、今後とも精力的に交渉に参加していきたいと考えております。

山田俊男君

続きまして、経済産業省にお尋ねしたいと思いますが、NAMA の交渉において、我が国は米国と一緒にになりまして、スイス・フォーミュラによる大幅な関税削減を要求していると聞いておりますが、これまでの交渉や、さらにステファンソン NAMA 議長さんのこの案で十分な成果を得られるというふうに考えておられるのかどうか、今の段階をお聞きしたいと思います。

政府参考人（小川恒弘君）

お答え申し上げます。

我が国といたしましては、世界貿易の約九割を占めます非農産品、農産品以外の物品の市場アクセスの改善を図ることは、我が国の経済の活性化のためにも、また発展途上国の貿易の拡大を通じた今次ラウンドのテーマでございます開発という要請にも資するものであるとの認識の下、日本として積極的に NAMA 交渉に貢献をしてきたところでございます。

交渉は最終局面を迎えつつございまして、一部途上国には関税削減に難色を示している国もございまして、我が国としては引き続き途上国に対する配慮の必要性にも留意をしつつ、攻めるべきところは攻めるとの姿勢で非農産品分野において高い成果を目指して交渉に臨んでいるところでございます。

以上でございます。

山田俊男君

更に経済産業省小川部長さんにお聞きしたいわけでありまして、ルールの分野におきますアンチダンピング措置につきまして、米国のダンピング防止措置、ゼロイングというんですか、の存続については、パネルで米国が敗訴しているわけですね。しかし、これを盛り込んだ議長提案になっている。これは全く理解できないものであります。このことだけを取ってみても、到底このルールの分野では合意できないというふうに考えていいですね。

政府参考人（小川恒弘君）

お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、現在のルール議長テキストは、これまでの交渉会合において大多数

の国が禁止を主張してきました米国のダンピング措置手続、いわゆる委員も御指摘ございましたゼロイングを容認した、バランスの欠けた内容になっております。全体といたしましては、私もバランスを極めて逸してございまして、私どもといたしましては、現在の議長案では到底日本として合意できるものではございません。

私どもといたしましては、今後の交渉において現在のこのルール議長テキストを改めるよう強く求め、最終的に我が国の国益に即した内容のアンチダンピング協定になるように努力して考えてまいります。

以上でございます。

山田俊男君

ところで、視点を変えてもう一度経済産業省にお聞きしたいというふうに存じますが、どういう係数にするかにもよるけれども、スイス・フォーミュラという極端な関税撤廃要求は途上国の鉱工業分野の漸進的な発展、段階的な発展ですね、これを一気につぶしかねないという側面があるんじゃないかというふうに私は思っております。そして、そのことが逆に、言うなればスイス・フォーミュラ、極端なスイス・フォーミュラを要求することが逆に途上国を刺激して、そのことが途上国の農業分野における我が国に対する極端な市場開放要求になって跳ね返ってきているというふうに受け止めているところであります。

我が国もかつてはそうだったわけです。途上国は、その国づくりの中で鉱工業分野の漸進的、段階的な発展を考えていかざるを得ないという側面を持っておられると思うんです。先進国としての我が国は、これを十分理解した対応が必要ではないかというふうに思っております。

ドーハ・ラウンドが開発ラウンドであるという趣旨もそこから発展している、出発していると、こう思うわけでありますが、ややもすると、我が国の産業界、さらには自由貿易主義者の学者の皆さんは、鉱工業分野での国際化を急ぐ余りに日ごろから我が国の農業が市場開放の邪魔をしているという論調を張っておられるわけでありますが、今、冷静に考えてみて、それらの主張だけではこの問題は解決しない段階にあるのではないかと、こんなふうに思っております。

産業界、農業界が共に、それぞれの国の実態や発展を踏まえた共感が必要なわけでありまして、経済産業省としてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

政府参考人（小川恒弘君）

お答え申し上げます。

幾つかの論点があったところでございます。順次お答えをさせていただきます。

まず、現状の交渉でございますけれども、世界貿易における中国やブラジルなどを含む途上国の地位は近年飛躍的に向上してございまして、特に途上国と途上国との間の貿易、これは飛躍的に拡大しているところでございます。そういう意味で、農業以外の分野における市場アクセスの改善というものは途上国自体の鉱工業品分野の発展に大きく寄与するものと考え

ております。

途上国にも、今申し上げましたような中国、ブラジルといったような途上国から極めて規模の小さい脆弱な国、さらには LDC と言われる後発開発途上国といったようなものがございます。

現在の N A M A 議長テキストにおきましては、例えば後発開発途上国、いわゆる L D C については関税削減を求めない、要するに関税削減をしなくていいといったような配慮を行ったり、貿易の小さい国に対しては、中国やブラジルなどに求める関税削減に比べましてほんの少しの実質的な削減しか求めないような内容になっているなど、現行のテキストはそういう途上国に対してきめ細かい配慮が行われているという状況でございます。私どもといたしましては、NAMA 交渉の合意が途上国の鉱工業分野の発展をつぶすことには必ずしもならないのではないかとこのように考えております。

それで、そういうことでございますので、私どもといたしましては、そういう N A M A 議長のテキストが途上国に対してきめ細かい配慮が行われておりますので、N A M A 交渉の合意が途上国の鉱工業分野の発展をつぶすことにはならないわけでございますので、直ちにこの交渉結果が我が国の農業分野に対する極端な市場開放要求になって跳ね返ってくることはないのではないかとこのように考えております。

なお、万が一にも、無用な矛先が日本に向かわないよう、現に私 4 年間この N A M A 交渉に実際携わっているわけでございますけれども、N A M A 交渉の現場では、むしろ局面によっては先進国と途上国との懸け橋となるべく交渉に臨んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、ジュネーブの交渉の現場におきましては、委員御指摘のような事態に万が一にもならないように、農業御担当の農林水産省と密接に連携をしながら交渉に当たっているところでございます。

最後の点でございますけれども、委員御指摘のとおり、WTO につきましては、各分野への影響も考えつつ、我が国全体として国益が最大化され、バランスの取れた成果を得ることが非常に重要と考えております。そうした観点から、今までも農水省、外務省と十分連携を取りながら、産業界に対して、交渉の現状、農業も含めた我が国の立場を機会をとらえて説明をしてきたところでございます。

以上でございます。

山田俊男君

ところで、外務省にもう一度お聞きしたいわけでありますが、途上国に配慮をした開発ラウンドとして WTO 交渉を進めるという観点で、香港の閣僚会議で小泉イニシアチブを提案したわけでありますが、今これはどういう扱いになっているのか。言うなれば、バランスのある WTO の交渉を進めていく、そして一方で、農業の交渉だけが割を食うことのないようにしっかりしなきゃいかんというふうに思うわけでありますが、その観点で意義があったというふうに思うわけですが、どうなっていますか。

政府参考人（田辺靖雄君）

先生御指摘にございましたように、このラウンドは途上国のための開発ラウンドと、そういう趣旨がございますので、2005 年 12 月の WTO 香港閣僚会合に際しまして、日本といたしまして、途上国が自由貿易の利益を十分享受できるように、途上国の自立を手助けできるように、生産、流通販売、購入、そういう 3 つの局面で、インフラ整備も含めまして、先ほど先生から御紹介のありましたような資金協力、あるいは技術協力といったものを含みます支援の包括的なパッケージといたしまして開発イニシアチブというものを表明したところでございます。この日本の開発イニシアチブは、貿易促進を通じて途上国の開発に貢献するというところで、途上国からは高い評価を得ているところでございます。

我が国といたしましては、この開発イニシアチブを今後とも着実に実施していくことによって、このラウンドの早期妥結、バランスのある妥結につなげていきたいと考えているところでございます。

山田俊男君

重ねて外務省にお聞きしたいというふうに思いますけれども。

御案内のとおり、世界的な地球温暖化、そして各地における災害、それから穀物とエネルギーの争奪の状況、そして穀物価格の高騰という全く新しい局面が今生じてきているわけがあります。米国の大統領選挙、今進んでおりますが、このラウンドの交渉を左右しかねないこの米国の動きでありますから、共に候補者であります民主党のオバマ、クリントン、両陣営、両候補とも、現下の地球的規模での環境変化の中で、WTO の交渉の在り方についてもこのままでいいということではないという観点での見方を変えてきているという報道もあるわけでありまして、ましてや、この七月に我が国で G8 サミットが開かれるわけでありまして、もうこの G 8 サミットは、環境はもちろんでありますが、同時に世界的な食料の問題を取り上げていくということが必要になっているやに議論されております。

何としても我が国としてもそれらの面での主導的な役割を果たしていきたいと、果たしてもらいたいと、こう思うわけでありまして、輸出国主導の市場開放一点張りのこの七年間進められてきた WTO 交渉の経緯からしまして環境は大きく変わってきているんだと。こうなりますと、今山場でありますという観点だけではなくて、新しい状況の下で新しいラウンド交渉をしっかりと構えて進めるという視点があってもいいんじゃないかというふうに思います。その点、お考えをお聞きしたいと思います。

政府参考人（田辺靖雄君）

先生御指摘のとおり、世界の食料需給の状況を見ますと、人口増加に伴いまして需要が増加する一方で、水資源の不足ですとか地球温暖化の影響などによりまして供給面でも中長期的に多くの不安定要因が確認されつつあるところでございます。

そのような状況の中で、日本は、我が国は熱量ベースで食料供給の約六割を海外に依存していると、そういう食料輸入国、そして年間約 5 兆円の農産物を輸入している世界最大の農産物の純輸入国ということなわけでございます。

そういう状況におきまして、私ども、これまで、WTO 交渉におきましても、農産物純輸出国と私どものような輸入国に適用されるルールがバランスの取れたものとなるように努力をしてきておるところでございます。日本のイニシアチブによりまして、一定の輸出、農産物、とりわけ農産物の輸出に関する規制、規律を導入すべきというような提案にも基づきまして、現在、農産物に関しましてそのような輸出規律に関する取扱いも議論がなされるようになっているところでございます。

このような現状におきまして、今度の WTO 交渉、私どものこうした主張が反映されるように、関係省庁とも連携しながら今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

山田俊男君

交渉に当たっておられる皆さんは、これまで長い交渉の経緯もありますから、交渉の場面場面の中で貸し借りがあったり、いろんなことがこれまであったんだというふうに思います。

そうしてきますと、だんだん階段を上がってくるわけですから、先ほど申し上げましたように、合意に向けて動きが出てきていると、つついそういうふうに思いがちなんですが、しかし、基本に立ち返って見てみますと、我が国の農業生産の実態からするとこれは到底譲れないというぎりぎりのものがあるはずであります。

農林水産大臣は、先ほどおっしゃっているように大詰めを迎えているというのであれば、なおさら、ぎりぎりの要求が実現しないのであれば合意できないという姿勢を明確にしていくな必要があるのではないかと。さらには、今もありましたように、新しい環境の中での新しい WTO ラウンドが想定されてもいい環境にあるわけであります。

フランスのサルコジ大統領は、EU 農業に犠牲を強いる合意には一切反対すべきである、こうおっしゃっているやに報道されていますし、さらに、フランスのバルニエ農業大臣も、現在の WTO 交渉で食料、農業分野の特性が適正に取り扱われているかどうかは疑わしいと、悪い合意なら合意しない方がいいと発言されているやに報道されているわけであります。

我が国の農水大臣はどう発言されているんでしょうか。大臣の決意をお聞きしたいと思えます。

国務大臣（若林正俊君）

フランスのサルコジ大統領などが、今委員がおっしゃられたような発言をある総会の場でなさっておられるということは私も承知いたしております。それぞれの国は、その国の命運を懸けてこの WTO 交渉に臨んでいるわけですから、固い決意をそれぞれ持っていることだと思ひ、その気持ちの表れだと思ひますが。

フランスの場合は、交渉事はEUがやっているんですね。EU・マンデルソンが代表になって我々は会って、フランスの農林大臣などと直接話はいたしておりません。フランスはEUに対して、そういうEU全体の交渉をまとめるに当たっては、EUにしっかり当たれということメッセージとして強く出しているというふうに思っております。それはそれなりに意味のあることですから、サルコジさんがそのような強い立場を取られているということについては十分承知した上で、私はEUの代表の皆さん方とも、お互いEUとは共通の認識、共通の利益を持っておりますので、しっかり一緒にやっていきたいと思っております。

そこで、交渉は今ぎりぎりのライン、ぎりぎりのところに来ているわけでございますが、このことは交渉事でありますから、この場でどういうことであるかということをお願いすることは差し控えたいと思っておりますけれども、私はかねて申し上げておりますが、交渉である以上、もう譲れない線というものはしっかりと腹に置いて我が国の主張が反映できるように交渉に全力を挙げてまいりたい、このように申し上げるところでございます。

山田俊男君

WTO 農業交渉とも関連して、農業補助金の扱いについて議論が出ておるところであります。我が国はそのWTOルールにのっとり、生産刺激的でない補助金、いわゆる緑の補助金に該当させるために、御案内のとおり、水田・畑作経営所得安定対策という固定支払に一步踏み出したわけであります。それは、過去の作付けの実績をベースに直接支払を行うという仕組みにしたわけであります。

今、先ほど私も申し上げたとおり、食料の輸入国であって、さらに食料を取り巻く環境が大きく変わっている、自給率の向上を求める政策が必要、生産振興を更に進めていくことが必要と言われているこの状況の中で、一体過去実績に基づく支払の、固定支払の仕組みだけでこの環境にこたえていくことになるのかどうかという大きな疑問があります。この点について、大臣、見解をお聞きしたいと思います。

国務大臣（若林正俊君）

まず、このドーハ・ラウンドにおきます生産刺激的な農業補助金の扱い、どのような扱いになっているかというのをまず申し上げておきたいと思っております。

この貿易歪曲的な農業補助金というものは大幅に削減すると。何をもちって大幅と言うかということについてはなお合意していないところがあるわけですが、それは削減をしていくということで共通の認識を持って具体的な交渉が進んでいるわけでありまして。

ウルグアイ・ラウンドで削減対象外とされました青の政策や農業生産額の一定割合以下の補助金でありますデミニミスについても、これも削減するという方向で議論が行われ、歪曲的な農業補助金に対しては思い切って削減するんだという方向で議論が進んでいるわけでありまして。一方、緑の政策についてはその基本的な仕組みが維持される方向で議論をいたしております。

我が国はこれまでの農政改革の結果、黄色の政策を大幅に削減をいたしました。そこで、今回削減対象となります青の政策やデミニミスというものに絞ってきつい制限が設けられたとしても、上限に比べますと我が国としては余裕を持っているという認識でございます。したがって、この農業補助金削減の議論は大きな問題ではないというふうに認識をし、むしろアメリカに対して、途上国と一緒にしまして、これは形を変えた輸出国における農業補助金というのは輸出助成につながっていくということも含めまして、極めて貿易を歪曲化しているという意味で、強い姿勢でこの補助金削減を主張をしているところでございます。

そして、そういう中にありまして、余裕はあるというものの、生産刺激的な農業補助金については全体できつく締めていくというそういう流れの中にございますので、もう既に踏み切っております水田・畑作経営安定対策におきます過去の生産実績に基づく支払、いわゆる固定払いにつきましては、不足払いや価格支持などで生産を刺激するような国内農業支持は品目全体としても、また個別の品目としても削減対象とされるという WTO の方向を踏まえますと、今後、安定的かつ継続的に制度を運営するためには、削減対象とならない緑の政策であることを明らかにした上でこれを導入したものでありまして、やはりこの線は大事にしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

山田俊男君

時間が参りましたので、大変残念であります。経営局長には、今大臣がおっしゃっていただきました過去実績の支払による緑の固定支払の部分について踏み込んだのはいいんですが、しかし、全国の生産者からほうはいとして、もっと改善の余地はないのかという声が上がってきておるわけでありましてから、その点について質問したかったんですが、後日に譲りたいというふうに思います。

さらには日韓 EPA の話、さらには日豪 EPA の話につきましても、農業のこの立場を損なわない隣国との EPA の連携の取組を絶対に工夫しなければならないということを質疑したかったんですが、残念であります、次回に回したいと思えます。

いずれにしろ、この WTO の長い交渉で、長い年月掛かっておるわけでありましてけれど、しかし今、農業者がかたずをのんでこの動向を見守っております。ともかく粘り強い焦らない取組を断固やっていたいただきたいと、こんなふうに思って、質問を終わります。

ありがとうございました。